

【アメリカ】 国際的な子の奪取防止及び返還に関する法律

海外立法情報課 井樋 三枝子

* 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に関し、子の連れ去り事件の解決と防止のため、同条約加盟国、非加盟国双方に対し、合衆国政府が採るべき施策等を新たに定めた2014年国際的な子の奪取防止及び返還法(P.L.113-150)が、2014年8月8日に成立した。

1 アメリカにおけるハーグ条約の適用

合衆国は、国境を越えて親により連れ去られた子の返還手続を規定する「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」）」に、1988年から加盟しており、2008年は、他の加盟国からの子の返還申請件数、他の加盟国への子の返還申請件数のいずれも、加盟国中1位であった。また、日本に対しても、条約加盟を促す様々な働きかけを行う等、この条約に対し、積極的な姿勢を示してきた。

2 法律の概要

2014年国際的な子の奪取防止及び返還法では、合衆国法典第42編第11611条を廃止し、第22編第9101条~第9125条、第9141条、第6編第241条を新設し、2002年国土安全保障法(P.L.107-296)に第433条を追加した。具体的には、ハーグ条約加盟国及び非加盟国による問題行為等を定義し(表1参照)、これらの課題に積極的に対応するため、加盟国へは条約の適切な実施と順守を、非加盟国に対しては、国際的に連れ去られた子の返還に関する合衆国との二国間取決め締結の推進及び当該取決めの適切な実施と順守を強く要求し、国務省、国務長官、税関国境警備局等に対し、表2に掲げる事項を新たに課した。これらに加えて、同法では、奪取事件への司法・行政職員等の対応能力を高めるための研修を実施するため、2015~2016会計年度に、各100万ドルの歳出を認めている。

表1 ハーグ条約加盟国及び非加盟国による問題行為等に関する定義*

奪取事件	子を連れ去られた親が、「合衆国の中央当局」（国務省）に解決を求めて申請した事件で、ハーグ条約に定める「子の奪取」の要件を満たすもの。連れ去られた先の国が、加盟国か否かを問わない。
面会権事件	子への面会権のため、親が合衆国の中央当局に解決を求めて申請した事件。
継続的な不実施	奪取事件が3割以上未解決である国の中央当局、司法・行政機関による条約上の義務や二国間取決めの適用の継続的な不実施又は司法・行政機関による子の返還命令若しくは親の面会権決定につき、法執行機関による執行の継続的な不実施。
一連の不履行	ハーグ条約加盟国による条約の継続的な不実施又は非加盟国であって国際的に連れ去られた子の返還に関し、合衆国と二国間の取決めを締結した国による、奪取事件解決への協力若しくは取決めの継続的な不実施。
未解決の奪取事件	子が連れ去られた国の司法・行政機関に対し、当該の子の返還命令の決定を求める申請が提出された日から12か月経過後も未解決である事件。

奪取事件の解決	常居所地の国への子の返還、子が連れ去られた国によるハーグ条約若しくは合衆国との二国間の取決めの適正な実施、子を連れ去られた親による申請の取下げ、連れ去った親と連れ去られた親による任意の合意、子若しくは連れ去られた親の死亡又は連れ去られた親の所在の1年以上の未確認の場合。
----------------	---

*第2条による

表2 各機関が取るべき行動

在外公館 (第1章 第102条)	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上の担当者を置き、常居所が合衆国内である子の奪取事件及び面会権事件の監視及び親に対する継続的な支援を実施する。 ・5件以上の奪取事件がある国に対しては、戦略的計画を作成する。
国務長官 (第2章)	<ul style="list-style-type: none"> ・未解決の奪取事件であるか又は面会権事件が12か月経過後も未解決である場合、相手国に一連の不履行があるか否かを判定する。 ・一連の不履行があると判定した場合、その詳細に関する公的声明又は非難、相手国への公式訪問の延期又は取消、子の引渡しの正式要請、1961年外国支援法第116条、第502B条又は第2部第4章に基づく合衆国による開発援助の引揚げ、制限又は差止め、その他の政治外交上の措置のうち、1つ以上を実施する。 ・事件解決に本質的に有益な場合、上記の措置は最大1年間、実施を延期可能とする(ただし、その理由を連邦議会に報告する)。相手国が何らかの修正的措置を実施した場合、その評価のため、最大90日間、措置の実施を延期可能とする(修正的措置の実施が合理的に期待される場合も同様に延期可能)。 ・上記の措置を取る際、相手国及び国民への悪影響を最小限にするよう配慮する。生命にかかわる人道的援助は禁止又は制限されない。 ・問題の奪取事件等が解決し、一連の不履行が解消し又は国家安全保障上の理由が発生する場合、上記の措置実施の権利を放棄可能とする。権利放棄の場合は、連邦官報等で公表が義務付けられるが、公表により国家安全保障上の危険が発生する場合は、この限りでない。 ・問題の奪取事件等が解決し、相手国の一連の不履行が本質的に解決された場合、措置を終了する。 ・国際的な子の奪取に関する省庁間の作業部会の座長となる。
国務省 (第1章 第101条、第103条、第104条)	<ul style="list-style-type: none"> ・本法成立後180日以内に、ハーグ条約非加盟国との間に、国際的な子の奪取に関する二国間取決及び加盟国との間では、未解決の奪取事件解決のための二国間取決を締結する。 ・国際的な子の奪取の状況に関する包括的な年次報告書を連邦議会に提出する。5件以上の奪取事件が未解決である国については、特に詳細な記載を義務付ける。報告書には、奪取及び返還された子の数、返還以外の解決事件数、一連の不履行がある国の一覧、一連の不履行がある国に対し長官が取った措置、軍務につく親に関する奪取事件、奪取に飛行機が用いられた事件等を含むこと。 ・国防省と共同し、軍務にある親が関係する国際的な子の奪取事件の防止・解決に関する活動に取り組む。 ・子の奪取について国務省に届出があった場合、親の同意を得て、その法的居所の連邦議会議員に対し、当該の問題発生を通知する。
税関国境警備局 (第3章)	連れ去られる子の出国防止のための計画を策定する。連れ去りを危惧する親等が、有効な裁判所命令を税関国境警備局に対し提示することにより、子の出国を水際で防止することを内容とする。

参考文献(インターネット情報は2014年9月18日現在である。)

・鳥澤孝之「国際的な子供の連れ去り―「ハーグ条約」の批准をめぐる―」『レファレンス』735, 2012.4. pp.55-83. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3488877_po_073504.pdf?contentNo=>